

《審査基準》(矢橋帰帆島公園および苗鹿公園)

選定基準 (条例第16条)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・利用申込等公平な利用を確保するものになっているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	2	6
		・事業計画の内容に偏りがいないか。		2	
		・子ども、障害者、高齢者、外国人の公園利用への配慮はされているか。		2	
2 事業計画の内容が、公園の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	7	33
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解し、事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・利用料金の設定、要望把握、苦情処理等、利用者への対応は適切か。		4	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・広報活動等、利用促進のための取組は適切か。 ・管理運営目標の達成は見込めるか。		6	
		・自主事業は施設の設置目的に合致しており、利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。		7	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。		4	

3 事業計画の内容が、公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか。	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	15	25
		・良好な公園管理の観点から必要な経費を見積もっているか。		5	
		・利用者サービス向上のための収益確保や経費縮減に取り組もうとしているか。		5	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 ・団体の経営モラルは適切か。	・収支計画 ・施設管理実施体制表 ・従業員雇用計画 ・会社概要 ・会社定款 ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表 ・登録証明書 等	5	30
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		5	
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。		5	
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか。		5	
	・その他適切な管理を行うための能力	・緊急事態に対応する体制がとれるか。 ・環境への配慮がなされているか。		5	
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した施設運営が可能か。	・事業計画書	5	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を	・県内に本店を有する事業者であるか。	・会社定款	1	

目的達成に資する事項 (グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。)	図るための契約の活用	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(県発行)の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1	6
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 ※令和7年4月1日以降は「高年齢者雇用確保措置」を「高年齢者就業確保措置」に変更すること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者) 障害者雇用状況報告書の写し ・(障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者) 申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認	・「滋賀県女性活		

		証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S環境機構の実施するK E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1	

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「事業計画の内容が、会館の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。